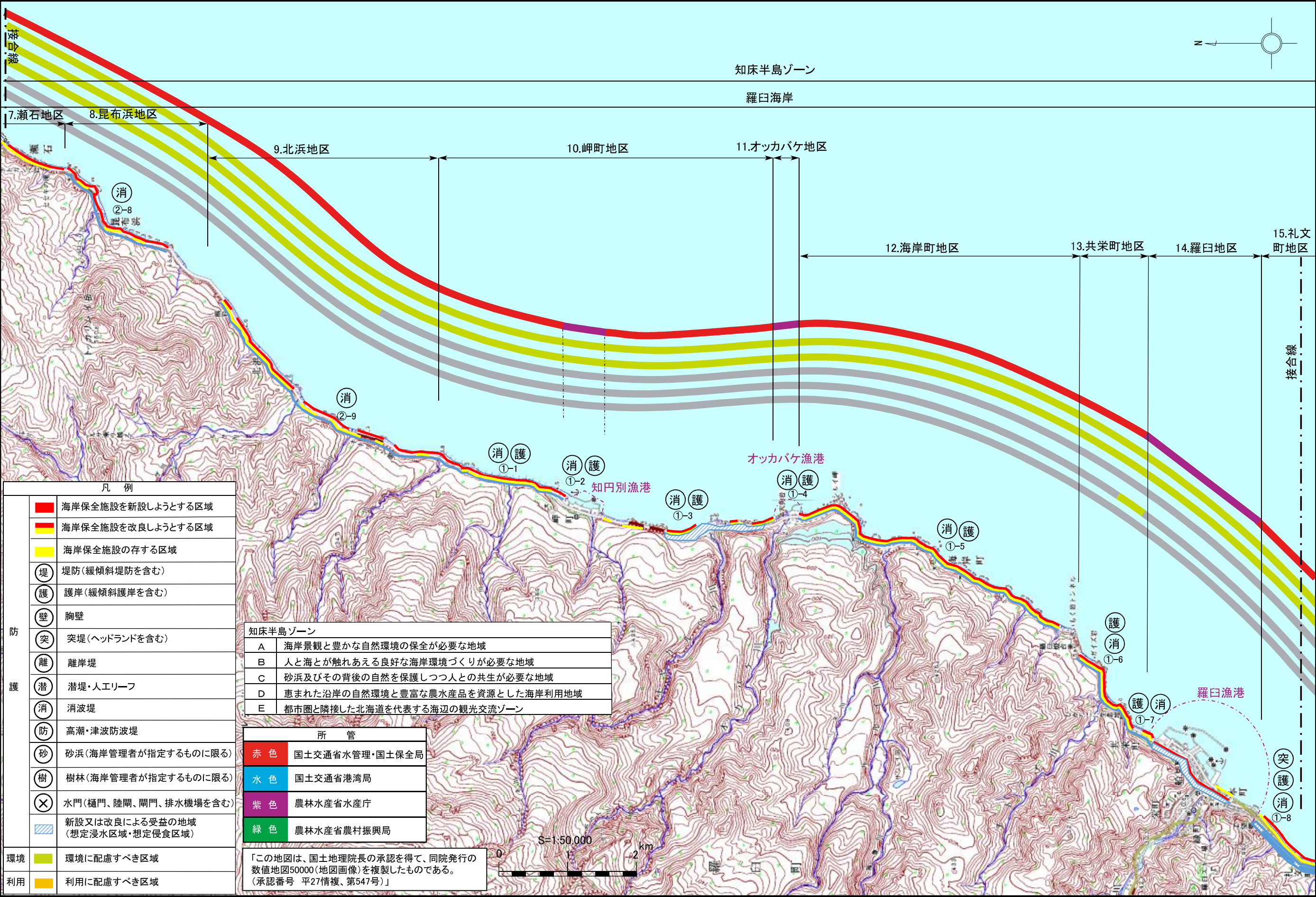


海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

根室沿岸

知床半島ゾーン(知床岬～羅臼町・標津町界)

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項															維持又は修繕の方法																																																																																																																																																																																																																			
		大 項 目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況																																																																																																																																																																																																																							
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	下段()内は 設計津波水位	地域	状況																																																																																																																																																																																																																					
知床半島ゾーン	2/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある。	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置を行う。	羅臼町	10	岬町	岬町地先	水管理・国土保全局	①-1	護岸	◎	－	－	2,000	+3.5 (+2.3)	羅臼町の一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													消波堤	◎	－	－	1,560	+3.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													消波堤	○	440	+3.2～+3.5	440	+3.5～+4.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													突堤	－	17基800	+1.0～+3.4	17基800	+1.0～+3.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
									知内別漁港	岬町地先	水産庁	①-2	護岸	◎	－	－	50	+3.5～+5.7 (+2.3)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													消波堤	◎	－	－	50	+3.5			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													岬町	岬町地先	水管理・国土保全局	①-3	護岸	◎		－	－	830	+3.5 (+2.3)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																															
									護岸	○	570	+4.6～+5.9 (+2.3)					570	+3.5～+6.9 (+2.3)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
									消波堤	◎	－	－					1,190	+3.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
									消波堤	○	210	+1.3～+5.4					210	+2.3～+6.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
																	堤防	－		290	+5.4	290	+5.4		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																															
								護岸									◎	－		－	140	+3.5 (+2.3)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																
								消波堤	◎	－	－	140	+3.5		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																									
								12	海岸町	海岸町地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	◎	－	－	160	+3.5 (+2.3)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													護岸	○	310	+4.8	310	+3.5～+5.8 (+2.3)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													消波堤	○	3,530	+2.7～+5.1	3,530	+3.5～+6.1			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													突堤	－	3基120	+1.9～+2.5	3基120	+1.9～+2.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
								13	共栄町	共栄町地先	水管理・国土保全局	①-6	護岸	◎	－	－	1,530	+4.5 (+2.3)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													護岸	○	270	+4.7～+5.3	270	+4.5～+6.3 (+2.3)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
													消波堤	◎	－	－	1,620	+4.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																			
消波堤	○	180	+3.6～+4.3	180	+4.5～+5.3		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																	
堤防	－	190	+5.1～+5.3	190	+5.1～+5.3		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																	
突堤	－	3基40	+1.6	3基40	+1.6		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																	
14	羅臼漁港	共栄町地先～礼文町地先	水産庁	①-7	護岸	◎	－	－	627	+4.5 (+2.3)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																												
					護岸	○	823	+3.4～+6.0	823	+4.4～+7.0 (+2.3)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																												
					消波堤	◎	－	－	1,369	+4.5		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																												
					消波堤	○	81	+3.3	81	+4.3～+4.5		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																												
15	礼文町	礼文町地先	水管理・国土保全局	①-8	護岸	○	1,960	+4.8～+5.8	1,960	+4.5～+6.8 (+2.3)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																												
					消波堤	○	100	+5.3	100	+4.5～+6.3			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																											
					突堤	○	4基40	+2.0	4基40	+3.0～+4.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																											
3/3	2/3～3/3																																																																																																																																																																																																																																							

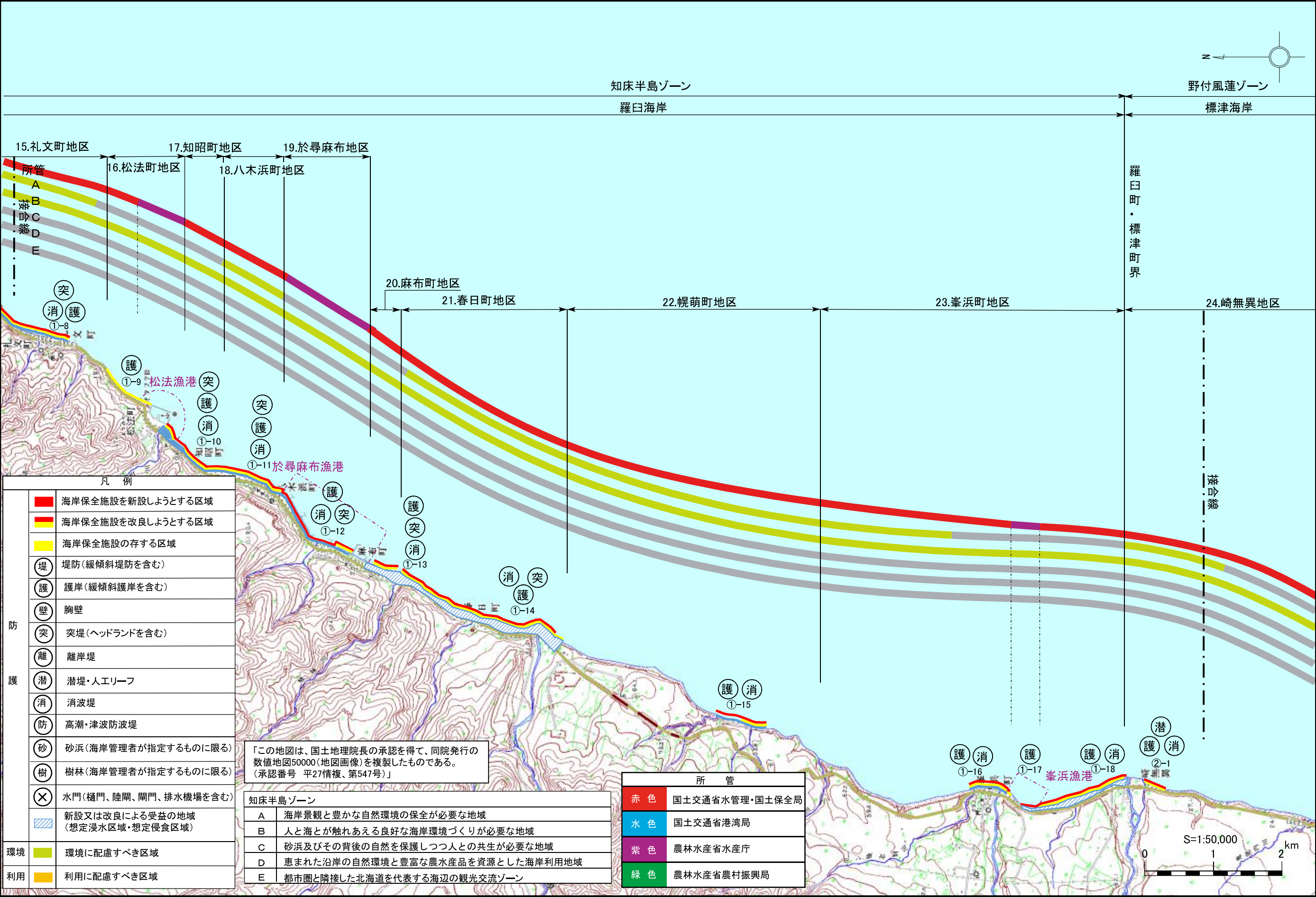


知床半島ゾーン	
A	海岸景観と豊かな自然環境の保全が必要な地域
B	人と海とが触れあえる良好な海岸環境づくりが必要な地域
C	砂浜及びその背後の自然を保護しつつ人との共生が必要な地域
D	恵まれた沿岸の自然環境と豊富な農水産品を資源とした海岸利用地域
E	都市圏と隣接した北海道を代表する海辺の観光交流ゾーン

所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

知床半島ゾーン 図面番号 2/3



知床半島ゾーン 図面番号 3/3